

近代中国における日本政府「領事集団」についての考察

A Study on the Role of Japanese "Consul Groups" in Modern China

曹 大臣

Cao Dachen

(南京大学中华民国史研究中心副教授)

(Associate Professor,
Centre of History on Chinese Republic, Nanjing University)

The government of modern Japan dispatched many consuls to China. My article considers their political role based on historical materials. Japanese government obtained many treaty rights from modern China. And it intended to preserve and expand its rights. I analyze its actual condition by making good use of historical materials possessed in many archives of mainland China. First, I analyze the quantity of "consul groups" and its distribution by regions. Secondly, I analyze their cultural and educational background and views on China. Thirdly, I analyze the contents and practice of the jurisdiction by consuls. Fourthly, I analyze the structure of mutual co-operation between "consul groups". My conclusion is that Japanese "consul groups" played very important roles for maintenance and expansion of unequal treaty between Japan and China.

はじめに

日本は、明治維新の頃、中国と近代的外交関係を樹立した。近代の日中両国の関係は、主として条約にもとづいて維持された。日本政府は、条約にもとづいて中国で多くの特権をえた。たとえば、租界開設権・内河航運権・営業居住権・旅行権・協定関税権・駐兵権・領事館警察権・鉱山採掘権・工場開設権など20余種に及ぶ。

さて、中日関係を研究しながら私には以下のような疑問が生じた。第1点は、日本政府は、このような中国における条約上の権利をだれに実行させたのか、ということである。第2点は、このような権利を実行して中国と

衝突を生じたとき、だれがこれを調停したのか、ということである。

研究の過程で私が気付いたことは、以下のことである。中国との条約上の権利を実行しそれを擁護するということを担ったのは、すべて中国駐在の領事官たちであった。これは中日関係の大問題であった。そこから、私は近代日本の在華領事制度に興味をもった。

この問題の研究状況はどうか。資料的制約のために、中国の研究者の研究は少ない。まだ研究者はいない、と言ってもよい。中国側の歴史档案が開放されていないために、日本の研究もきわめて少ない。

このような研究状況を前に、私は研究に着手した。私は、アモイ、広東、浙江、上海、山東、

天津、北京、大連、吉林などの档案馆で資料を集めた。さらにまた、何度か日本の外交史料館、国会図書館、東洋文庫などでも日本語資料を閲覧した。こうした調査の成果もとづいて、この研究課題を完成させた。本稿はこの研究成果の要約である。

第1節 「領事集団」の数と地域的分布

1 「領事集団」の人数

明治維新のあいだに日本の外交制度は伝統的な体制から近代的な体制に移行した。外交関係ではまず西欧との関係を先に着手し、アジアとの関係は後回しにされた。英国・米国・中国・朝鮮などに相次いで領事館を開設した。1885年には内閣制度が導入され、井上馨が初代の外務大臣に就任した。外務省の人事では、正規の大学教育をうけた一群の外交官が現れた。1893年、「外交官・領事館試験制度」が制定され、職業的外交官の制度がここに正式に発足した¹⁾。1899年6月、政府は「外交官及び領事官官制」を公布した。同官制では、領事官は総領事・領事・副領事・領事官補の4種類に区分され、いずれも奏任官であると定められた。官制では、勅任外交官は総領事に転任でき、領事官も外交官が置かれていない地域では外交事務官を兼任できる、と示されていた。このことは、日本の領事官が最初から外交官の系統に所属し、居留民管理・航務・商務など一般事務以外は外交事務を一部ないし全部掌理できるということ、を明確に示していた。しかし欧米諸国とりわけ米国では、かなり長いあいだ、商人を領事に任命する制度が実施されていた。この制度の弊害が表われてから、やっと専任職領事官が派遣されるように改められたのである²⁾。

日本政府の規定では、領事官の年俸は駐在地や官位によって異なっていた。たとえば、ロンドン・モスクワ・ニューヨークなどの総領事の年俸は8,000円であり、領事・総領事代理は6,000～7,000円、副領事・総領事館事務官は3,500～4,500円、書記生は2,800円であった³⁾。中国駐在領事官の場合、ランクが同じでも俸給には違いがあり、地域によっても異なっていた。東北地区の領事の俸給はその他の地域の領事よりも高かった。たとえば、ハルビンや奉天（現瀋陽）などの地区の領事は蘇州や沙市（湖北省）などの領事よりも約800円高かった⁴⁾。

1872年、日本は上海に領事を派遣した。これを嚆矢として、日本政府は数多くの領事官を中国に派遣した。しかし、外務省には正確な統計数字はない。南京国民政府外交部の統計によると、南京国民政府設立初期の1929年、日本の在華総領事館は7か所で、英国の9か所につぐ第2位であった。しかし、領事館は23か所もあり、英国の7か所をはるかに凌ぎ、第1位であった。領事の数も日本は最多の45人で、米国が第2位43人、英国が31人第3位であった⁵⁾。1936年3月、日本の外交官総数は623人で、うち中国が142人（全体の22.8%）、満州国が135人（21.7%）であった。中国全体では277人で、総数の約45%を占めた⁶⁾。1929年と比較すると36年の在華領事官（東北を除く）は100人近く増えた。これは、当時の中日外交の重要性を物語っている。

2 在華領事館の地域的分布

近代日本が中国に設立した領事館は、ある時点で区切れれば、おおむね40か所前後あった。各館の領事官の配置は一律ではなかった。漢

口・上海・奉天・天津などの総領事館の領事官は、総領事・領事・副領事など3~4人であった⁷⁾。領事館や領事分館には、少なくとも1人、平均して2人であったから、中国各地には約80人の領事官がいて活動していたことになる。ただし、これには総領事館分館主任・領事館分館主任・総領事館出張所主任・領事館出張所主任などの下級官吏は含まれない。70余年間に5,600人の領事官が中国に駐在していたことになる。職業外交官としては、近代日本の駐華領事官の総数は驚くべき人数である。彼らはまた、数万余人の書記生・通訳生・警察官を率いていたのである。1926年の外務省統計によれば、当時の駐華領事官の最高年齢は60歳、最小年齢は21歳であった。1人が40年近く中国に駐在することも可能だったが、一般の任期は1~2年であった。任期が終わると他国に転勤したり、本国に帰国したりした。連続40年間中国に駐在する人はいなかった。しかし、一地域ないし数地域で任期が累計で10年以上の者は少なくなかった。

日本の在華領事館の分布は、外務省が実情におうじて決めた。一般には、総領事館の開設は10か所だったが、1939年には、東北以外の地区に12の総領事館があった⁸⁾。東北ではハルビン・奉天・間島など、華北では天津、華中では上海・漢口、華南では広東・香港などであった。領事館は時によって増減があったが、大体30余か所を維持していた。東北地区ではチチハル・吉林・長春・鉄嶺・遼陽・安東・牛莊など、華北地区では済南・青島・張家口・芝罘など、華中地区では蘇州・杭州・南京・長沙・沙市・重慶など、華南地区では福州・アモイ・汕頭などであった。これとは別に、各地の主要な市や県に総領事館分館・領事館分館・同出張所が置かれていた。

全体的な分布についていうと、東北が最も多くて、華中・華北・華南の順であった。

第2節 「領事集団」の知識・教養と彼らの中国観

1 「領事集団」の知識・教養

近代日本の在華「領事集団」の多くは、東京帝国大学・東京高等商業学校・東京外国語学校・京都帝国大学・早稲田大学・東亜同文書院大学などの旧制の大学や高等学校の出身であり、旧制中学の卒業生はきわめて少なかった。彼らはいずれも外交官試験や領事官試験の合格者であった。外交官試験と領事官試験を実施するために、1893年10月、日本政府は「外交官および領事官試験委員会官制」を制定して、「外交官および領事官試験委員会」を設立した。同委員会が毎年外交官および領事官試験を監督することになった⁹⁾。最初の外交官および領事官試験は1894年9月に実施された。合格者はわずか4人だった。以後毎年合格者は一定ではなかったが、大体4人から40人のあいだであった¹⁰⁾。

上海の東亜同文書院大学は、日本が中国に開設した、いわゆる「中国通」を養成する学校だった。学生が外交官になりたければ、関連する試験を受けなければならなかった。同校設立時には、教員はわずかに14人、うち教授は2人にすぎなかった。中国政治や中国とのビジネスの課程が中心であった。1930年代から40年代になると、教員は40余人に増え、教授資格のある者は50%に達した。「支那経済事情」「支那時事問題研究」「支那史」「支那文化概論」「国際法」「戦時国際法」などの科目があり、中国に関する知識や時事政治を重視する傾向があった¹¹⁾。数十年間に同校か

らは 118 人の学生が駐華領事官に任官した。たとえば、林出賢次郎・石射猪太郎・米内山庸夫・山本熊一などの人びとである¹²⁾。

2 「領事集団」の中国観

在華領事官にはいずれも一定の知的共通性があった。彼らは東西の歴史に通暁していただけではなく、理論的な水準や専門分野の知識も高かった。在華外交事務を処理しながら、彼らは中国にたいする理解を深めていった。これが、多くの領事官が駐華公使に昇格したり（伊集院彦吉や芳澤謙吉ら）、外務省本省にもどって昇任した（東亜局長の石射猪太郎ら）理由であった。「領事集団」は、日本の大陸政策の下で、中国を極端に蔑視したり敵視したりする態度をもった。このような態度が、対中国強硬外交の歴史的な背景にあった。

1905年の日露戦争のあいだに、数人の日本人は福建省の三都一帯を観光という口実をつけて情報を探り、測量して地図をつくったが、それは福建省の地方官憲によって阻まれた¹³⁾。5月22日、福州の中村領事は外務大臣・小村寿太郎に次のような書簡を送った。「清国の地方官は外国、とりわけ欧米の領事の怨みをかうことを甚だ危惧しており、北京政府に厄介ごとが降りかかることを怖れております。ひとたび対外的な交渉案件が発生すると、つねに強硬に出る傾向があり、あるいは北京政府の鼻息を伺い、自己の地位保全に汲々としております。今回の事件については、彼らの弱点を利用し、些か高明な手段を採るべきであります。そうした態度を取るならば、直接間接に多くの利益を得ることができると存じます」¹⁴⁾。

1911年2月22日、清国駐在公使の伊集院

彦吉（かつての天津総領事兼牛莊領事）は外務大臣・内田康哉に電報を送り¹⁵⁾、中国人の性格を次のように分析した。「清国人はいったん勢いを得ると、なんの憚るところもなく、自制心も失います。…はなはだしきは、妄想に落ち込み、万事がすべて自分たちの意のままになると思い込んでしまいます。その結果として、必然的に排外思想がさらに氾濫する事態となります。そして、利権回収の狂潮を引き起こし、ややもすると外国人と事を起こすことになり、必然的に外国との案件は以前に数倍する困難を招くということになります。こうなると、事態はますます激化し、その結果は問わずとも明らかとなります」¹⁶⁾。

1928～32年のあいだ、奉天総領事・林久治郎は軍部による外交活動への介入に反対した。しかし、中国にたいしては一貫して高圧的外交を行なうことを主張した。林久治郎は張作霖支持を打ち出し、東北地方における日本の利益を維持しようとした。のちに河本大作による張作霖爆殺事件が起ると、やむなく張学良を擁立し、張学良に圧力をかけて中国国内の南北妥協を謀ろうと企図した。1928年、林奉天総領事は中国の統一破壊を企図し、張学良の南方政府との妥協を阻止しようとした。張はこの要求を拒否して毅然として「東三省易幟」（1928年12月）を宣言したのである。林久治郎は、干渉失敗の原因を分析したさいに、日本と中国の外交政策には大きな違いがある、と述べた。彼は次のように述べたのである。すなわち、「私の見方によれば、中国人は3,000年の文化的陶冶を受けており、その対外策略は巧妙であり、それは他国人の及ぶところではない。ただ、多年来悪政が意のままに行なわれ、一時的に表面を取り繕うことに慣れ、定見を持たないのである。忍ぶべきこともやるべきことも、いずれもなにか

らなにまでうまく通じるのである。夷をもって夷を制するという中国の為政者には、手段を選ばなくともよいのである。しかし、権謀術数のみによつて依拠することになれば、結局のところ簡単に勝利を得るということとはできないのである¹⁷⁾。

3 外交交渉における「支那」と「中華民国」

「領事集団」は中国を侮蔑した。これは近代の中日間の交渉で絶えず現れたので、論証をする必要もないくらいである。ここでは、日本人が中国を「支那」と呼んだことを例にあげてみよう。日本人が中国を「中国」と呼びたくないという行為の背後には、彼らの中国観があったのである。

1912年、中華民国の建国が宣言された。ところが、日本は中華民国をなかなか承認しようとはしなかった。その原因の一つは、中国をどのように呼んでいいか分からなかったことである。日本政府の認識によれば、中国はもともと「華夷の秩序」を維持しており「中華」「中国」は世界の中心という意味であった。だから、「中華民国」とは呼びたくなかったのである。再三再四ためらったのち、遂に「支那共和国」と呼ぶことに決めたのである。ところが、この行為は中国政府の強烈な抗議を呼び起こすことになった。

1913年10月、中国の中日代理公使は本国の命令により外務大臣・牧野伸顕を訪問し、「支那共和国」という蔑称の廃除を要求した。牧野外相はこれを拒否して、中国政府の希望には沿い難いと述べたのである。対華「21か条」交渉（1915年）や第1次大戦後のパリ講和会議（1919年）、その後の五四運動（1919年）のときにも、中国側は厳しい抗議を行なった。南京政府が成立する（1928年）まで、日本は「支

那」という表現を使い続けた。1930年5月、国民党中央政治会議は決議を採択し、外交部を通じて日本政府に次のような見解を通知した。すなわち、今後政府間の公文の交換においては、すべて「中華民国」を使用すること、もしも「支那」のたぐいの文字が使用されていたら中国外交部は断固として受け取りを拒否すること。同年5月19日、国民政府は、「もしも日本が再度このような道理に合わない字句を使うのであれば、我々は公文を返却し厳しく叱責しなければならない」と声明したのである¹⁸⁾。5月21日、南京領事の上村伸一は、楊熙績の報告を外相・幣原喜重郎に提出した。しかし、このとき大阪『毎日新聞』は中国側による字句の干渉を文字の独立を危うくするものだ、と非難した。『民国日報』や『武漢日報』などは、ただちに長大な評論を発表してこれに論駁した。11月1日、日本の外務省はこうした圧力に迫られて、中国駐在の公使や総領事らに「中国の国名として『中華民国』を使用すべしという訓令」を通知したのである。

この後、日本の中国にたいする公文ではおおむね「中華民国」に改められた。しかし、私的な文書では、依然として中国は「支那」と呼ばれた。外務省の文書や領事官の外務大臣あて文書に「支那」が使われていた例は、枚挙にいとまが無い。

第3節 「領事集団」の有力な武器としての領事裁判権

領事裁判権とは、一国の人民が、他国の領土内において他国の法権の管轄をうけず、本国から派遣された領事による裁判を受けるとのことである。領事裁判権は条約にもとづいて生じ、条約にもとづいて廃止される。多くは強国が弱国に強権を加えるためのもので

ある。日清戦争以前、中日両国は対等な領事制度を樹立していた。条約の関連規定にもとづいて、両国の領事はともに領事裁判権をもっていた。職権の範囲内で自国の商民を保護することができた。1896年、中日両国は「通商行船条約」を結んだ。その第3項に、日本は在華領事裁判権を有し、中国はこれを有しないと明言された。これにより、中日間の平等互惠の領事制度は打ち壊され、日本は一方的で独占的な在華領事裁判権制度を確立した。日本の在華領事裁判権体制では、領事法廷を設立し、監獄を附設し、分級審理を行なったが、これは欧米諸国のそれと大同小異であった。しかし、訴訟手続、判決の執行、司法共助などは独自の体系をもっていた。

(1) 法的根拠

1899年、日本政府は「領事官の職務」を制定した。そこでは、駐華領事官は在華日本人を被告とする民事刑事商事案件、および日本人の非訟案件においては、領事官が裁判官として裁判権を行使することができる、と規定された。同年、「領事官職務規程」という勅令が制定され、それが在華領事裁判権を解釈する一般原則となった。

(2) 司法機関

駐華領事官は裁判官の資格をもち、以下の事項を審理判決するとされた。1、すべての民事案件。金銭的価値の多少に関わらない。2、破産案件。3、民事案件のうちの非訟事件。4、重罪でない刑事案件。

領事官は、重罪の刑事案件にたいして、法にもとづいて死刑、無期禁錮、無期懲役、1年以上の有期刑または懲役などの判決を下すことはできなかった。領事は、これらの刑事案件にたいしては偵査をすることはできた。被告に犯罪の嫌疑があるときには、被告を自己の管轄する法廷に送り審理しなければなら

ないとされた。

(3) 上級審

中国の中部に駐在する領事官が偵査する案件は、長崎地方裁判所に送らなければならなかった。東北3省に駐在する領事官が偵査する案件は、関東庁地方裁判所に送らなければならなかった。東北の間島に駐在する領事官が偵査する案件は、朝鮮の清津地方裁判所に送らなければならなかった。中国の南部に駐在する領事官が偵査する案件は、台湾の台北地方裁判所に送らなければならなかった。領事官が判決を下したのちの控訴ないし上告の訴訟手続は、日本の各法廷の判決後の訴訟手続と同じであった。

(4) 領事法廷の職員

駐華総領事あるいは領事館を主管する領事は裁判官となることができ、天津・奉天〔現瀋陽〕・上海・青島の総領事館、あるいは案件の比較的多いその他の領事館には、司法事務を専門的に管轄するために、別に領事または副領事1人を置いた。このための領事または副領事は、日本の現職の司法官から選任した。総領事または副領事は、単独で案件を審理判決することができた。検察官の職務は、領事館主事または警官がこれを執行した。書記官の職務は領事館主事が執行した。司法事務を管掌する人材は、日本の法廷で経験を有する書記官のなかから選任された。

(5) 適用される法律、法令および規則

日本で当時施行されていた民事・刑事・商事の法律、法令および規則が、領事裁判の案件ではすべて適用された。しかし、訴訟の性格から適切でない場合は、勅令または外務大臣命令によって別に適切な法規を制定することができた。領事官は行政や警察にかんする事項について命令を制定することができ、領事は50元以下の罰金や拘留についての罰則

を命令し定めることができた。軽微な刑事事件の判決では、領事館に附設された監獄で刑を執行した。刑期の比較的長い犯罪者の禁錮や懲役の執行では、日本の監獄に犯罪者を送致して収監した。

(6) 司法共助

在華日本人の犯罪で犯罪者が日本の警察の管轄地域以外の地方に逃亡した場合は、日本の官憲は当該国の官憲に逮捕のための共助を依頼しなければならなかった。当時の慣例では、被告が中国内地に逃亡した場合には、中国官憲が逮捕に共助し、日本の官憲に引き渡した。条約の規定によれば、中国人犯罪者が日本人の在華住宅に逃走したり、中国海域にある日本船舶に逃亡した場合には、日本の官憲は中国官憲に請求し、逮捕送還をしなければならなかった。実際には、このような共助を請求する案件は極めて少なかった。

以上に 6 点にわたって日本の在華領事裁判権体制について説明した。

領事が本国国民の権利を保護したことは、すでに多くの国際法学者の承認するところである。事実、領事が自国の商民の利益を保護することは、すでに各国の実践によって肯定されている。問題は、領事がどのようにその権力を行使して正当な保護を行なうかどうかにある。また、当該国の国民の権利や利益が正当なものであるかいなかにある。近代日本の在華領事裁判権は、中国の主権を著しく侵犯した。日本による中国の司法の主権破壊はその最たるものであった。領事裁判権の間接的弊害は、さまざまな領域に及んだ。中国の課税権侵害はその一つであった。

国際公法によれば、一時的にある国家に居住する外国人には、裁判権のあるなしに関わらず、居住国の課税権に服しなければならない。「しかし、中国に居住する日本人は納税

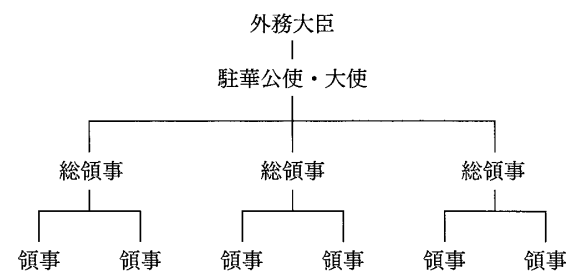
に従わなかつただけではなかつた。訴訟をすれば、居住国の日本領事館の審判をうけ、多くの庇護を与えられた。つまり、領事裁判権は、無形の形で、免税の保障となったのである」¹⁹⁾。

商業面では、中国国内の日本人は商店を自由に開設して、中国の法律の拘束を受けることはなかつたのである。武器弾薬の密売、盗賊・匪賊の支援、アヘン・紅丸・モルヒネなどの麻薬の販売、営利目的の殺人、理不尽な暴力行為、その他さまざまな非人道的行為など枚挙に暇がない²⁰⁾。この他に、日本領事館は日本人を使って学校、新聞社、通信社を経営し、白黒を引っ繰り返してさまざまな中国に不利な宣伝をしていた。さらに、領事裁判権に便乗して、中国の新聞の宣伝自由に干渉し、中国の文化教育権を著しく侵害したのである。

第 4 節 「領事集団」の協力体制

1 在華領事制度の初期の問題点

近代日本の在華領事制度は、外務大臣を政策決定者とし、駐華公使（大使）や領事をその政策実行者とする体制であった。領事は外務大臣の指揮監督をうけ、外務大臣に直接責任を負った。こうした上下の機構は、上意下達に有利で、政府の意思貫徹に都合がよかった。下意上達にも有利で、外務大臣は着実に外交政策を実行することができた。



中日両国に関係する事件の交渉過程で、外務大臣と駐華領事とのあいだには完全な上下関係があり、総領事は外務省に指示された地位を執行した。近代日本の領事が外務大臣に送付した公文を吟味してみると、「茲特呈報、俾資明察」（ここに特に上申し、明察に資せしむ）「謹此稟聞、以供参考」（謹んでここに上申し、以て参考に供する）「採取如何措置、尚乞明示」（いかなる措置を採るべきか、なお明示を乞う）などの語句があり、枚挙に暇がない。また、日本の領事の中国側の官吏との往来文書を見ると、常に「尚須請示帝国政府」（なお帝国政府に指示を請うべし）「待帝国政府回訓後方可答復」（帝国政府の回答を待ったのちまさに答うべし）などの口実が使われていた。この種の意味伝達方式は、中日両国間に突発した事件を処理する初期段階では、外務大臣が実情を迅速に把握するのにきわめて有益であった。中日両国間の局地的な摩擦や衝突を処理する際にも、十分に効力があった。

しかし、この種のシステムにもやはり欠陥があった。すなわち、領事相互間の横の交流が欠けていた。その結果として、外務大臣が全体を把握するのが困難となったのである。中日両国間の大規模な事件を処理するときには、その訓示が一面的になるのは避けられなかった。また情報障壁があったために、事件がその他の領事館の管轄区域に波及すると、事件の外縁部にいた領事は事態に対応できないということが容易に発生した。そこで、領事間の協力が日本政府の直面する重要な問題となった。

近代の中日関係の歴史を見ると、日本政府は主として以下2種の手段でこの問題の解決を図ったと考えられる。

2 外務大臣の行政的手段による協力の実行

1927年6月、田中義一内閣の成立後、「東方会議」が招集された。この会議は、日本政府が中国大陸への侵略政策を確定した重要会議であった。会議の代表は30余人で、駐華公使や総領事ら4人も出席し、外務省・陸軍省・海軍省からも相当数の代表が参加した²¹⁾。会議期間に駐華総領事は中国の政局にもとづいて自己の見解を提起した。会議は7月7日に閉幕した。首相・田中義一（外務大臣兼任）は8点の訓示を発表し、「満蒙特殊地位論」を提起した²²⁾。会議の閉幕後、総領事は会議の結果を中国の駐在地に持ち帰り、部下に伝えた。「東方会議」は、日本の侵略政策が外務大臣から総領事へ、総領事から各地の領事へと伝達されるという特徴を表わしていた。

1932年1月末の「上海事変」時期には、中国各地の領事や公使は相次いで外務大臣に駐在地の状況報告を行なった。外務大臣は各地の領事に関連事項の処理を指示し、さらに把握された状況を迅速にその他の地区の領事に伝達した。こうして領事たちは政局を理解して適切な措置を採ることができた。外務省のこの事変にたいする処理では、領事から外務大臣へさらに領事へという伝達ルート、または駐華公使から外務大臣へさらに領事へという伝達ルートが使われたのである。

3 領事会議の形態による領事協力の強化

外務大臣は行政的手段によって領事と協調したが、これには2種の方式があった。第1種は、領事官の参加をえて東京で招集された外務省会議であった。しかし、これにはランクの高い外交官しか参加しなかったから、参

加者は限られていた。一般の領事は列席することもなく、総領事から伝達された結果を聴かされたただけだった。第2種は、外務大臣から各領事への情報の伝達であった。これは甲地の領事が乙地の状況を理解するというにすぎず、領事間の真の意思伝達が実現されたわけではなかった。

このような現実を考慮して、外務省は駐在地で領事たちを会議のために招集するという方式で領事のあいだの積極的な協力をうながすことにした。この「領事会議」は2種類に分類された。第1種は、駐華領事全体の会議である。これは規模は大きかったが、招集された回数は少なかった。もう1種は、管轄地域ごとの領事会議である。これはたとえば、満州領事会議・華北領事会議・華中領事会議・華南領事会議・対岸領事会議（一般には台湾で招集された）である。参加者には当該地域の領事官の他に、日本の駐華公使・大使や陸海軍関係の軍人たちも加わった。1920～30年代の中日関係が緊張した時代には、領事会議は頻繁に招集された。

当時の主要な領事会議を以下に記す。

1924年4月、台湾総督・内田嘉吉によって対岸領事会議が招集された。内田は、以前の台湾総督府の対華南・南洋政策を踏襲するために会議を招集した。台湾総督府各部署の官員と華南地区の領事館から館員が派遣された。

1934年4月15日、日本政府は駐華沿海地区の各領事、海軍省・陸軍省特派員を招集して会議を開いた。華南をめぐる諸問題を決定した。

1934年5月8日、関東軍司令官により長春で第3回「全満州会議」が招集された。外務省からは2人が特派された。

1934年7月18日、台湾総督府で華南領事

会議が招集された。会議は、「対岸に居住する多数の日本籍居留民を保護し、文化施設を改善する」「華南経済への進入を図り、それによって中日親善の目的をたつする」ことを議題として、38件の提案を採択した²³⁾。

1935年4月8日、駐華公使・有吉明（同年公使館が大使館に昇格したために初代駐華大使に着任）により上海で駐華総領事会議が招集された。中国各地における民衆の反日感情、日本商品ボイコット運動、日本居留民の現状、両国の経済関係、各領事館の管轄区域内事情などが討論された²⁴⁾。

1935年10月25日、天津英国租界の日本総領事公邸で駐華総領事会議が招集された。会議冒頭で外務省亜細亜局第1課長の守島伍郎から対華基本政策をめぐる説明があった。その目的は、駐華外交官と軍人とのあいだに密接な関係を樹立することにあつた²⁵⁾。

1936年8月21日、天津英国租界の日本総領事公邸で、駐華大使・川越茂主宰による華北領事会議が招集された²⁶⁾。

以上に、中国現地で招集された主要な領事会議を紹介した。これらの会議は東京の外務省で招集された会議の不足をおぎなうだけでなく、領事のあいだの結びつきも強めた。また現地に駐屯した日本軍とのあいだの理解も深め、外向的な矛盾の軽減にもなった。領事会議における交流をつうじて、領事たちは個々人では難しかった集団的な効果を発揮したのである。

おわりに

日本の在華領事制度は70余年の歴史をもつた。1871年に中日間に「修好条規」が結ばれ、両国は対等な領事関係を樹立した。1895年の日清戦争後、中国は日本における領事裁判権

を放棄することになったが、日本は中国における領事裁判権を依然として保持することになった。つまり、一方的で不平等な領事制度が始まったのである。1931年、日本は満州事変を引き起した。そして、中国の東北地方から第3国の勢力を排除するために、日本は満州国の治外法権を撤廃させた。1943年、日本は親日派の政治的地位を引き上げるために、汪精衛政権が管轄する地域の治外法権を撤廃させた。1945年、戦争が終って日本は「領事集団」を中国から撤収させた。1975年、日本は上海に領事館を開設し、領事官をふたたび派遣した。

近代日本の在華領事制度は平等から不平等へ、さらにそれを撤廃する段階へという過程をたどった。近代の中日関係において、平時においては、「領事集団」は外交官の身分で領事裁判権を行使した。彼らは在華日本居留民を保護し、日本の在華「条約権益」を極力維持しようと努めた。戦時においては、日本の陸海軍の「囑託」という身分で「討伐」作戦に参加した。また、宣撫官として、「後方」の治安維持活動を担った。日本の対華政策において、「領事集団」はきわめて重要な役割を担ったのである。

注

- 1) 信夫清三郎編 (天津社会科学院日本問題研究所訳)『日本外交史 (上冊)』商務印書館、1980年、p.213。
- 2) 呉孟雪『美国在華領事裁判権百年史』社会科学文献出版社、1992年、p.73、p.79からの再引。
- 3) 外務省大臣官房人事課編『外務省年鑑 (大正二年)』クレス株式会社、1999年、p.49。
- 4) 同上書、pp.49-52。

- 5) 南京国民政府外交部編『外交部公報』第3巻第1号。
- 6) 外務省東亜局編『昭和十三年度執務報告 (第2冊)』クレス株式会社、1999年、解説 pp.6-7。
- 7) 前掲『外務省年鑑 (大正二年)』、p.71、p.74、p.76、p.77。
- 8) 英修道『中華民国に於ける列国の条約権益』東京丸善株式会社、1939年、p.537-8。
- 9) 前掲『外務省年鑑 (大正二年)』、p.37。
- 10) 外務省大臣官房人事課編『外務省年鑑 (大正十五年)』クレス株式会社、1999年、pp.221-37。
- 11) 薄井由『東亜同文書院大旅行研究』上海書店出版社、2001年、p.27。
- 12) 同上書、p.43。
- 13) 外務省編纂『日本外交文書 第37、38巻 (別冊 日露戦争)』日本国際聯合協会、1987年、pp.984-5。
- 14) 同上書、p.984。
- 15) 伊集院彦吉は1864年6月、鹿児島県生まれ。東京帝大法科卒、天津総領事兼牛莊領事、のち駐清国特命全権公使などを歴任した。
- 16) 鄒念之編訳『日本外交文書選訳：關於辛亥革命』中国社会科学出版社、1980年、pp.35-6。
- 17) 天津編訳中心編『日本帝国主義侵華人物』中国文史出版社、1994年、pp.238-9。
- 18) 単冠初「民国時期中国官民反対日本対華“支那”蔑称交渉始末」、『上海師範大学学报 (社会科学版)』、2002年第3期。
- 19) 季嘯風・沈友益主編『中華民国史史料外編：前日本末次研究所情報資料・治外法権 (2)』広西師範大学出版社、2000年、p.457。
- 20) 胡漢民「国府明令撤廃領判権の三大意義 (1929年12月30日中央党部総理紀念週講演)、秦孝儀主編『革命文献第72輯 (抗戦前国家建設史料：外交方面)』中国国民党中央委員

会党史委員会、台北、1977年、p.234。

21) 外務省編纂『日本外交文書 昭和期(特第1部第1巻)』、pp.18-9。

22) 同上書、p.34。

23) 孫慧栄・侯明主編『中華民国実録・内戦烽煙(第2巻 下)』吉林人民出版社、1997年、p.1733。

24) 『東方雑誌』第32巻第9号、p.2。

25) 天津地方志編修委員会辦公室・天津市図書館編『益世報 天津資料点校匯編(三)』天津社会科学出版社、2001年、p.45。

26) 同上書、p.50。

孫 慧栄・侯 明 1997 『中華民国実録・内戦烽煙(第2巻 下)』長春、吉林人民出版社。

単 冠初 2002 「民国時期中国官民反对日本对华“支那”蔑称交涉始末」、『上海師範大学学报(社会科学版)』同年第3期、上海。天津地方志編修委員会辦公室・天津市図書館 2001 『益世報 天津資料点校匯編(3)』天津、天津社会科学出版社。

天津編訳中心 1994 『日本帝国主義侵華人物』北京、中国文史出版社。

英 修道 1939 『中華民国に於ける列国の条約權益』東京丸善株式会社。

参照文献

薄井 由 2001 『東亜同文書院大旅行研究』上海、上海書店出版社。

外務省 1987 『日本外交文書 第37、38巻(別冊 日露戦争)』東京、日本国際聯合協会。

外務省大臣官房人事課 1999 『外務省年鑑(大正2年)』東京、クレス株式会社。

外務省大臣官房人事課 1999 『外務省年鑑(大正15年)』東京、クレス株式会社。

外務省東亜局 1999 『昭和13年度執務報告(第2冊)』東京、クレス株式会社。

季 嘯風・沈 友益 2000 『中華民国史史料外編：前日本末次研究所情報資料・治外法権(2)』南寧、広西師範大学出版社。

吳 孟雪 1992 『美国在华領事裁判権百年史』北京、社会科学文献出版社。

信夫清三郎 1980 (天津社会科学院日本問題研究所訳)『日本外交史(上冊)』北京、商務印書館。

秦 孝儀 1977 『革命文献第72輯(抗戦前国家建設史料：外交方面)』台北、中国国民党中央委員会党史委員会。

鄒 念之 1980 『日本外交文書選訳：關於辛亥革命』北京、中国社会科学出版社。

(付記) 本稿は、大東文化大学外国人客員研究員として2007年7月の1か月間滞在したさいに提出した研究成果です。日本語論文の完成にあたって、柴田善雅・内田知行両教授に指導をたまわりました。記して謝意を表します。